

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件 四七三
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件三件 四七三
- 遊漁規則について認可した件 四七三
- 海岸保全区域を指定する件 四七三

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 四七六
- 一般競争入札を行う件 四七六
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 四七六
- 落札者を決定した件三件 四八一
- 随意契約の相手方を決定した件 四八一

## 告 示

### 福島県告示第六百十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年十月十日から同年十一月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十月十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ザ・ビッグ鎌田店 福島県福島市鎌田字熊ノ前三十二番一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要  
1 騒音の発生に係る事項について

夕方から夜間における営業時間帯の拡大は、発生する騒音の大小に係わらず周辺住民からの苦情を誘発する可能性が高いため、周辺住民への説明を十分に行うこと。

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第六百十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年十月十日から同年十一月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び本宮市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十月十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ザ・ビッグ本宮店 福島県本宮市本宮字万世二百二十四番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により本宮市から聴取した意見の概要  
意見なし。

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第六百十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年十月十日から同年十一月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び相馬市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十月十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
テックランドNew相馬店 福島県相馬市馬場野字雨田百六十八番地一ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
意見なし。

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第六百十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年十月十日から同年十一月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十月十日

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオン福島店 福島県福島市南矢野目字西荒田五十番地十七ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
(商業まちづくり課)

福島県告示第六百十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年十月十日から同年十一月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十六年十月十日

福島県知事 佐藤 雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグストア マツモトキヨシ笹谷店 福島県福島市笹谷字東中條十四番地六ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
(商業まちづくり課)

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百二十号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の規定により、檜枝岐村漁業協同組合内共第二十七号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について平成二十六年九月二十九日次のとおり認可した。  
平成二十六年十月十日

福島県知事 佐藤 雄平

一 漁業権者の名称及び住所  
代表者 檜枝岐村漁業協同組合 福島県南会津郡檜枝岐村字下ノ原八百七十一番地一  
伊北地区非出資漁業協同組合 福島県南会津郡只見町大字只見字新屋敷千六百十九番地の九  
魚沼漁業協同組合 新潟県魚沼市字佐梨千五百五番地十六  
二 漁業権の免許番号 内共第二十七号(大島湖・奥只見湖・只見川)  
三 変更の内容  
第二条第二項中「第十一条」を「第十二条」に改め、同条第三項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改めた。  
第十一条を第十二条とし、第六条から第十条までを一条ずつ繰り下げた。

第五条第三項中「第七条第二項」を「第八条第二項」に改め、同条を第六条とした。  
第四条を第五条とした。  
第三条第一項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加えた。  
(キャッチアンドリリース区間の設置及び採捕尾数の制限)  
第三条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間においては、採捕の尾数を五尾以内とし、五尾を超えた場合はその場で放流しなければならない。

| ア 魚種    | イ 区域           | ウ 期間          |
|---------|----------------|---------------|
| いわな、やまめ | 組合が別に定めて公示した区域 | 四月二日から九月三〇日まで |

2 前項の公示は、第八条第二項に定める場所に掲示してするものとする。  
四 変更後の遊漁規則の施行日 平成二十六年九月二十九日。ただし、第二条の次に次の一条を加える改正規定は、知事が別に定める日。  
(水産課)

福島県告示第六百二十一号

海岸法(昭和三十一年法律第一百一号)第三条第一項の規定により、次の区域を海岸保全区域として指定する。  
平成二十六年十月十日  
福島県知事 佐藤 雄平

| 海岸名       | 区 域  |
|-----------|--|
| 福島県仙台台湾沿岸 | 一 基点及び補助点の位置(公共座標第IX座標系)<br>基点1 X二〇九二六二・三七五 Y九六六七〇・五九六の点<br>基点2 X二〇九二七四・七六四 Y九六六八一・五七二の点<br>基点3 X二〇九三二二・二三七 Y九六六八七・二四〇の点<br>基点4 X二〇九四〇〇・二六九 Y九六七〇二・五九九の点<br>基点5 X二〇九四六八・三〇六 Y九六七〇五・二〇二の点<br>基点6 X二〇九四九七・四四九 Y九六七〇三・四〇〇の点 |
| 釣師浜漁港海岸   |  |
| 埴浜地区海岸    |  |

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| 福島県仙台湾沿岸<br>釣師浜漁港海岸<br>谷地小屋地区海岸 | <p>             基点7 点 X二〇九五二六・四三三 Y九六六九九・八五四の<br/>             基点8 点 X二〇九六六五・三〇五 Y九六六七八・五八三の<br/>             基点9 点 X二〇九六九九・五二九 Y九六六七三・六九五の<br/>             基点10 点 X二〇九七八四・一三八 Y九六六七〇・四七一の<br/>             補助点1 点 X二〇九七八九・七〇五 Y九六七一二・三三三<br/>             の点 X二〇九七〇〇・六三三 Y九六九二五・一五八<br/>             補助点2 点 X二〇九三五九・八三六 Y九六九七三・〇五五<br/>             の点 X二〇九二三六・九九一 Y九六六七八・六〇八<br/>             補助点4 点           </p> <p>             二 区域<br/>             基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、基点8、基点9、基点10、補助点1、補助点2、補助点3及び補助点4を順次直線で結んだ線並びに補助点4から基点1に至る線により囲まれた区域で次の図に示す区域(次の図は省略する。)           </p> <p>             一 基点及び補助点の位置(公共座標第Ⅸ座標系)<br/>             基点1 点 X二〇八三〇二・五八三 Y九六九七五・六三三の<br/>             基点2 点 X二〇八三三三・五三一 Y九六九四一・六八七の<br/>             基点3 点 X二〇八三四一・四〇四 Y九六九五二・九五〇の<br/>             基点4 点 X二〇八四八六・七四四 Y九六八八八・六二四の<br/>             基点5 点 X二〇八七一四・六〇六 Y九六八三五・〇二一の<br/>             基点6 点 X二〇八七七四・四七五 Y九六七九七・二二七の<br/>             基点7 点 X二〇八八五四・〇七〇 Y九六七七七・六六二の<br/>             点           </p>                     |
| 福島県仙台湾沿岸<br>釣師浜漁港海岸<br>大戸浜地区海岸  | <p>             基点8 点 X二〇九二一一・五八三 Y九六七三九・六七〇の<br/>             基点9 点 X二〇九二四六・〇七六 Y九六七二八・三三一の<br/>             基点10 点 X二〇九二八五・四一九 Y九六七〇〇・三三九の<br/>             基点11 点 X二〇九二八六・一七三 Y九六六八〇・六一七の<br/>             補助点1 点 X二〇九二二一・〇二六 Y九六六六九・六一七<br/>             の点 X二〇九二三五・三八九 Y九六七〇九・七〇六<br/>             補助点2 点 X二〇九二九三・九四四 Y九七〇七二・六六二<br/>             の点 X二〇八七六六・九九五 Y九七一七五・九八七<br/>             補助点3 点 X二〇八六八八・八七六 Y九六九一八・二六三<br/>             の点 X二〇八三一九・三六四 Y九七〇二八・八二二<br/>             補助点6 点           </p> <p>             二 区域<br/>             基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、基点8、基点9、基点10、基点11、補助点1、補助点2、補助点3、補助点4、補助点5及び補助点6を順次直線で結んだ線並びに補助点6から基点1に至る線により囲まれた区域で囲まれた区域で次の図に示す区域(次の図は省略する。)           </p> <p>             一 基点及び補助点の位置(公共座標第Ⅸ座標系)<br/>             基点1 点 X二〇七九八八・四三七 Y九七二三〇・九七五の<br/>             基点2 点 X二〇八〇九一・一四六 Y九七一八六・三一四の<br/>             基点3 点 X二〇八一五〇・一九一 Y九七一四二・八六五の<br/>             基点4 点 X二〇八一九九・五三四 Y九七一三二・五〇七の<br/>             補助点1 点 X二〇八三〇一・五五五 Y九七二〇六・一一九<br/>             の点           </p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>福島県福島沿岸<br/>真野川漁港海<br/>岸<br/>南右田地区海<br/>岸</p> | <p>一 基点及び補助点の位置（公共座標第Ⅹ座標系）<br/>                 基点1 X一八七八三・九八二 Y一〇三八二・二七〇<br/>                 の点<br/>                 基点2 X一八七九二一・二四一 Y一〇三八一八・六四三<br/>                 の点<br/>                 基点3 X一八七九六五・二四五 Y一〇三八四〇・五八五<br/>                 の点<br/>                 基点4 X一八八〇六二・八〇九 Y一〇三八三九・七七三<br/>                 の点<br/>                 基点5 X一八八二二九・四一一 Y一〇三八三七・二三五<br/>                 の点<br/>                 基点6 X一八八三一五・九二五 Y一〇三八四九・一三一<br/>                 の点<br/>                 基点7 X一八八四七二・四五四 Y一〇三八四六・九四六<br/>                 の点<br/>                 基点8 X一八八六七〇・〇六九 Y一〇三八三六・九九五<br/>                 の点<br/>                 基点9 X一八八九一八・四〇一 Y一〇三八二四・三四六<br/>                 の点<br/>                 基点10 X一八九二二八・九八九 Y一〇三八〇四・八六三<br/>                 の点<br/>                 補助点1 X一八九三二二・六四一 Y一〇三八五二・七四<br/>                 の点<br/>                 補助点2 X一八九二一九・〇九二 Y一〇三八七一・九九<br/>                 の点<br/>                 補助点3 X一八七八二二・七三八 Y一〇四一〇八・一六</p> <p>二 区域<br/>                 基点1、基点2、基点3、基点4、補助点1、補助点2、<br/>                 補助点3及び補助点4を順次直線で結んだ線並びに補助点<br/>                 4から基点1に至る直線により囲まれた区域で次の図に示<br/>                 す区域<br/>                 （次の図は省略する。）</p> |
|--|--|

|  |  |
|--|--|
| <p>福島県福島沿岸<br/>真野川漁港海<br/>岸<br/>烏崎地区海岸</p> | <p>一 基点及び補助点の位置（公共座標第Ⅹ座標系）<br/>                 基点1 X一八六三六五・七五八 Y一〇四一九四・六四四<br/>                 の点<br/>                 基点2 X一八六三九一・二六一 Y一〇四一九〇・二五三<br/>                 の点<br/>                 基点3 X一八六三八八・二七三 Y一〇四一八〇・九五七<br/>                 の点<br/>                 基点4 X一八六七四三・五一四 Y一〇四〇八二・八八八<br/>                 の点<br/>                 基点5 X一八六九〇八・九一四 Y一〇四〇四一・七〇一<br/>                 の点<br/>                 基点6 X一八七〇五九・七九九 Y一〇三九四八・七八八<br/>                 の点<br/>                 基点7 X一八七二〇〇・四〇八 Y一〇三九四八・五九〇<br/>                 の点<br/>                 基点8 X一八七二五五・二九九 Y一〇三九六〇・五七〇<br/>                 の点<br/>                 基点9 X一八七七〇二・三二三 Y一〇三八七八・四五〇<br/>                 の点<br/>                 基点10 X一八七七〇五・九六八 Y一〇三八五八・六四八<br/>                 の点<br/>                 基点11 X一八七七二九・七七七 Y一〇三八五五・三〇一<br/>                 の点<br/>                 基点12 X一八七七二九・九五六 Y一〇三八九〇・二八三<br/>                 の点<br/>                 補助点1 X一八七七〇二・三〇八 Y一〇四一七六・三七<br/>                 の点<br/>                 補助点2 X一八七六八七・九二五 Y一〇四三四〇・七五<br/>                 の点<br/>                 補助点3 X一八六五四九・九六三 Y一〇四四七二・三五<br/>                 の点</p> <p>二 区域<br/>                 基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点<br/>                 7、基点8、基点9、基点10、補助点1、補助点2及び補<br/>                 助点3を順次直線で結んだ線並びに補助点3から基点1に<br/>                 至る直線により囲まれた区域で次の図に示す区域<br/>                 （次の図は省略する。）</p> |
|--|--|

|                                    |  |
|------------------------------------|--|
| 福島県福島沿岸<br>四倉漁港海岸<br>四倉(B)地区<br>海岸 | 一 基点及び補助点の位置(公共座標第Ⅹ座標系)<br>基点1 X二二三三八八・八九三 Y一〇三〇七九・七八二<br>の点<br>基点2 X二二三三九二・一一一 Y一〇三〇八一・六二四<br>の点<br>基点3 X二二三三三二・五九六 Y一〇三一八五・五五四<br>の点<br>基点4 X二二三五二二・〇五九 Y一〇三二九四・一五三<br>の点<br>基点5 X二二三五七八・三〇五 Y一〇三三三五・九五二<br>の点<br>基点6 X二二三六〇六・〇〇六 Y一〇三三五一・三八〇<br>の点<br>基点7 X二二三六一三・四五五 Y一〇三三四五・八〇七<br>の点<br>基点8 X二二三六四五・一九六 Y一〇三三八七・四七四<br>の点<br>基点9 X二二三六七四・〇四八 Y一〇三四二六・八六六<br>の点<br>基点10 X二二三六八六・二一〇 Y一〇三四四四・三一七<br>の点<br>基点11 X二二三七〇九・五三一 Y一〇三四七六・六八一<br>の点<br>基点12 X二二三七二二・九八七 Y一〇三四九〇・二七四<br>の点<br>基点13 X二二三七二八・三二〇 Y一〇三四九五・五九三<br>の点<br>基点14 X二二三七四三・五六四 Y一〇三五〇八・六二七<br>の点 |
|------------------------------------|--|

|  |
|--|
| 基点34 X二二三六一三・二四〇 Y一〇三三七三・八〇一<br>の点<br>基点33 X二二三六三一・七七九 Y一〇三三九八・三五二<br>の点<br>基点32 X二二三六三九・九九四 Y一〇三三九二・二六三<br>の点<br>基点31 X二二三七一五・〇〇二 Y一〇三四九四・六二〇<br>の点<br>基点30 X二二三七六五・八五七 Y一〇三五三四・七四四<br>の点<br>基点29 X二二三八一〇・一九九 Y一〇三五五九・八三〇<br>の点<br>基点28 X二二三八五四・九七九 Y一〇三五七五・二六四<br>の点<br>基点27 X二二三八九五・八二二 Y一〇三六二八・〇〇二<br>の点<br>基点26 X二二三八八六・六二八 Y一〇三六二五・〇四五<br>の点<br>基点25 X二二三八八九・一六八 Y一〇三六二四・〇一八<br>の点<br>基点24 X二二三八八七・七一五 Y一〇三六二〇・三六〇<br>の点<br>基点23 X二二三八六八・二五一 Y一〇三五七一・三二七<br>の点<br>基点22 X二二三八六〇・三六六 Y一〇三五六九・四三〇<br>の点<br>基点21 X二二三八四二・六〇一 Y一〇三五六四・〇六五<br>の点<br>基点20 X二二三八三三・一一五 Y一〇三五六〇・五七二<br>の点<br>基点19 X二二三八一九・六九三 Y一〇三五五五・〇〇二<br>の点<br>基点18 X二二三七九八・九五〇 Y一〇三五四五・九七二<br>の点<br>基点17 X二二三七九七・七一五 Y一〇三五四五・三〇三<br>の点<br>基点16 X二二三七七七・七八〇 Y一〇三五三三・三四二<br>の点<br>基点15 X二二三七五九・五〇七 Y一〇三五二〇・九七七<br>の点 |
|--|

|   |  |
|---|--|
| <p>福島県仙台湾沿岸<br/>松川浦漁港海<br/>尾浜地区海岸</p>   | <p>一 基点及び補助点の位置（公共座標第Ⅸ座標系）</p> <p>基点1 X二〇三二二三・二四八 Y九九九八二・一〇八の点</p> <p>基点2 X二〇三三二六・四六七 Y九九八二一・七四八の点</p> <p>基点3 X二〇三三五七・四四一 Y九九七六三・二七九の点</p> <p>基点4 X二〇三三六四・六一九 Y九九七五一・〇九七の点</p> <p>基点5 X二〇三四〇六・二四五 Y九九六九二・六四八の点</p> <p>基点6 X二〇三四五三・〇〇八 Y九九六六四・四八〇の点</p> <p>基点7 X二〇三五七一・〇四六 Y九九五六八・二七五の点</p> |
| <p>二 区域</p> <p>基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、基点8、基点9、基点10、基点11、基点12、基点13、基点14、基点15、基点16、基点17、基点18、基点19、基点20、基点21、基点22、基点23、基点24、基点25、基点26、基点27、補助点1、基点28、基点29、基点30、基点31、基点32、基点33、基点34、基点35、基点36、基点37、基点38及び基点39を順次直線で結んだ線並びに基点39から基点1に至る線により囲まれた区域で次の図に示す区域（次の図は省略する。）</p> <p>基点35の点 X二二三五七一・四七〇 Y一〇三三四六・一九四の点</p> <p>基点36の点 X二二三五一六・五二三 Y一〇三三〇三・八一六の点</p> <p>基点37の点 X二二三三二七・〇三九 Y一〇三一九五・二五八の点</p> <p>基点38の点 X二二三三三五・六四六 Y一〇三一九七・六九一の点</p> <p>基点39の点 X二二三三三二・四二八 Y一〇三一九五・八四九の点</p> <p>補助点1の点 X二二三八七八・九四一 Y一〇三六三五・六三〇の点</p> |  |

|  |   |
|--|---|
| <p>福島県仙台湾沿岸<br/>松川浦漁港海<br/>大洲松川地区海岸</p>  | <p>一 基点及び補助点の位置（公共座標第Ⅸ座標系）</p> <p>基点1 X二〇一六一・六〇六 Y一〇一四〇一・四三四の点</p> <p>基点2 X二〇二一〇六・九七四 Y一〇一四〇四・〇九七の点</p> <p>基点3 X二〇二六九一・二八三 Y一〇一四一一・三六七の点</p> <p>基点4 X二〇二八六六・三六八 Y一〇一四〇四・三六二の点</p> <p>基点5 X二〇二八六九・七〇九 Y一〇一四二四・六三七の点</p> <p>基点6 X二〇二九七〇・〇〇六 Y一〇一四二九・五七六の点</p> <p>補助点5の1 X二〇三〇七三・九八一 Y一〇一四七八・七一〇の点</p> |
| <p>二 区域</p> <p>基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、基点8、補助点1、補助点2、補助点3、補助点4、補助点5、補助点6及び補助点7を順次直線で結んだ線並びに補助点7から基点1に至る直線により囲まれた区域で次の図に示す区域（次の図は省略する。）</p> <p>基点8 X二〇三五九七・八一七 Y九九五三八・七四七の点</p> <p>補助点1 X二〇三六一四・〇三九 Y九九五四九・六七二の点</p> <p>補助点2 X二〇四〇五九・九九三 Y九九七二九・四八〇の点</p> <p>補助点3 X二〇三六五四・七二七 Y一〇〇一八二・四七〇の点</p> <p>補助点4 X二〇三四八六・六七五 Y一〇〇一〇一・三二五の点</p> <p>補助点5 X二〇三四八七・一七四 Y一〇〇一〇八・六二四の点</p> <p>補助点6 X二〇三四〇一・三七六 Y一〇〇〇七一・九四七の点</p> <p>補助点7 X二〇三四〇〇・二七九 Y一〇〇〇七四・八四九の点</p> |   |



**公告第二百八十六号**

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年十月十日

福島県知事 佐藤雄平

**公 告**

（港湾課）

補助点6の1 X二〇二九四〇・二七五 Y一〇一六〇七・  
四六五の点  
補助点7の1 X二〇一六九五・一六一 Y一〇一六〇三・  
九〇七の点  
補助点8の1 X二〇一六一・〇八二 Y一〇一四五九・  
九五七の点

二 区域  
基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、補助  
点5の1、補助点6の1、補助点7の1及び補助点8の1  
を順次直線で結んだ線並びに補助点8の1から基点1に至  
る直線により囲まれた区域で次の図に示す区域  
（次の図は省略する。）

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年九月二十五日
- 二 名称  
特定非営利活動法人総合体操クラブ Jewel
- 三 代表者の氏名  
高木 弘美
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県伊達市原町みずほ七番地の八
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、伊達市、郡山市及びその周辺市町村の幼年・少年・青年・壮年・高齢者に対して、スポーツ選手の育成及び生涯スポーツの振興に関する事業を行い、スポーツを通して全ての人々が、健康に暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

**公告第287号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県避難者意向調査（応急仮設住宅入居実態調査）業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成26年10月10日

福島県知事 佐藤雄平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県避難者意向調査（応急仮設住宅入居実態調査）業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から平成27年3月31日（火）まで
- (4) 履行場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者については、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障が無いと認められる者であること。
- (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度におけるISMS（JIS Q 27001（ISO/IEC 27001））認証を取得

している者又は同一般財団法人のプライバシーマークの付与を受けている者であること。

(5) I S O 9001及び I S O 20252の認証を受けている者であること。

(6) 一般社団法人社会調査協会が認定した専門社会調査士及び一般財団法人統計質保証推進協会が認定した専門統計調査士のそれぞれの資格を有する者を、この公告に示した業務に従事させることができる者であること。

(7) この公告に示した業務と類似した業務に関して、コールセンター設置の実績を有している者であること。

(8) この公告の時点から過去3年以内にこの公告に示した業務と類似した業務を履行した実績があり、かつ、この公告に示した業務を確実に履行できる者であること。

### 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(8)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成26年11月10日(月)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、この入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8043 福島県福島市中町8番2号(福島県自治会館7階)

福島県生活環境部原子力損害対策総室避難者支援課

電話024-521-4250

### 4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、平成26年10月10日(金)から同年11月10日(月)まで(土曜日、日曜日、同年10月13日(月)及び同年11月3日(月)を除く。)の午前9時から午後5時まで

### 5 入札説明書等の配布

入札説明書、仕様書、申請書等は、3に掲げる場所において、4に掲げる期間に配布する。

### 6 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 平成26年11月21日(金) 午後1時30分

(2) 場所 福島県庁西庁舎8階生活環境部会議室(福島県福島市杉妻町2番16号)

(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成26年11月20日(木)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

### 7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

### 8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### 9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

### 10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

### 11 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Survey of Evacuees' feelings in Fukushima Prefecture 1set



- (2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30 p.m, 21 November 2014  
(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m, 20 November 2014  
(4) Contact point for the notice : Evacuees Support Division, Nuclear Damage Countermeasure Office, Social Affairs & Environment Department, Fukushima Prefectural Government, 8-2 Nakamachi, Fukushima-shi, Fukushima 960-8043 Japan TEL024-521-4250

(避難者支援課)

公告第二百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

平成二十六年十月十日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称

会津若松市湊土地改良区

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 齋藤 正衛

会津若松市湊町大字赤井字赤井七九番地

同 日下部 勝文

同 市湊町大字原字家ノ西一六〇番地の一

(農村計画課)

**公告第289号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成26年10月10日

福島県知事 佐藤 雄平

**1 落札に係る物品等の名称及び数量**

- (1) 除雪ドーザⅠ（18t級） 2台
- (2) 除雪ドーザⅡ（18t級） 1台
- (3) 除雪ドーザⅢ（18t級） 2台
- (4) 除雪ドーザⅣ（18t級） 1台
- (5) 除雪ドーザⅤ（11t級） 1台
- (6) ロータリ除雪車Ⅰ（2.6m級） 1台
- (7) ロータリ除雪車Ⅱ（2.2m級） 1台

**2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地**

福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号

**3 落札者を決定した日**

平成26年8月20日

**4 落札者の氏名及び住所**

- (1) 1の(1)に掲げる物品等 ユニキャリア株式会社 東京都品川区南大井六丁目22番7号
- (2) 1の(2)に掲げる物品等 株式会社K C M J 兵庫県加古川市平岡町土山509番地の1
- (3) 1の(3)に掲げる物品等 株式会社K C M J 兵庫県加古川市平岡町土山509番地の1
- (4) 1の(4)に掲げる物品等 株式会社K C M J 兵庫県加古川市平岡町土山509番地の1
- (5) 1の(5)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
- (6) 1の(6)に掲げる物品等 会津自動車工業株式会社 福島県会津若松市一箕町大字亀賀字郷之原224番地
- (7) 1の(7)に掲げる物品等 会津自動車工業株式会社 福島県会津若松市一箕町大字亀賀字郷之原224番地

**5 落札金額**

- (1) 1の(1)に掲げる物品等 40,223,520円
- (2) 1の(2)に掲げる物品等 20,088,000円
- (3) 1の(3)に掲げる物品等 39,938,400円
- (4) 1の(4)に掲げる物品等 20,088,000円
- (5) 1の(5)に掲げる物品等 14,310,000円
- (6) 1の(6)に掲げる物品等 32,562,000円
- (7) 1の(7)に掲げる物品等 31,914,000円

**6 契約の相手方を決定した手続**

一般競争入札

**7 特例政令第6条の公告を行った日**

平成26年7月4日

（入札用度課）

**公告第290号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成26年10月10日

福島県知事 佐藤 雄平

**1 落札に係る物品等の名称及び数量**

- (1) 小型除雪車Ⅱ（1.3m級） 1台
- (2) 凍結防止剤散布車Ⅱ（7t級） 1台

- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成26年8月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
  - (1) 1の(1)に掲げる物品等 株式会社K C M J 兵庫県加古川市平岡町土山509番地の1
  - (2) 1の(2)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
- 5 落札金額
  - (1) 1の(1)に掲げる物品等 16,146,000円
  - (2) 1の(2)に掲げる物品等 33,804,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成26年7月4日

(入札用度課)

**公告第291号**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成26年10月10日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
空港用高速スノーパ除雪車（自走式） 1台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成26年8月22日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社加藤製作所 東京都品川区東大井一丁目9番37号
- 5 落札金額  
57,240,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成26年7月11日

(入札用度課)

**公告第292号**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成26年10月10日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
  - (1) 凍結防止剤散布車Ⅰ（4t級） 1台
  - (2) 凍結防止剤散布車Ⅲ（3t級） 1台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成26年8月21日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
  - (1) 1の(1)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
  - (2) 1の(2)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3

5 随意契約に係る契約金額

(1) 1の(1)に掲げる物品等 17,280,000円

(2) 1の(2)に掲げる物品等 16,794,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当  
（入札用度課）